みよし市選挙管理委員会会議録

日時 平成30年6月1日(金) 開会 午前10時00分 閉会 午前10時45分 場所 みよし市役所 特別会議室

出席者(選挙管理委員会委員)

委員長伊豆原要委員原田重助職務代理者三浦和夫委員内田銑造

(書記)

 総務課副主幹(書記)
 岡田珠見総務課主査(書記)
 福上慎吾

 総務課副主幹(書記)
 塚崎 仁総務課主事(書記)
 山本望

公開の状況 公開。ただし、議題(1)専決処分については非公開。

傍聴者 なし

次第

1 あいさつ

2 議題

- (1) 専決処分について (委員長報告)
- (2)選挙人名簿定時登録(平成30年6月)について
 - ア 定時登録資格要件
 - イ 選挙人名簿登録数 (6月定時登録)
 - ウ 在外選挙人名簿登録者数
 - エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示
 - オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示
- (3) 個人演説会等の公営施設の指定及び指定の取消しについて
- (4) 平成30年9月及び12月定時登録日について
- 3 その他

名前	内容
岡田書記	それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。
	本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、
	公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望
	する者はいませんでしたので、報告をいたします。
	はじめに伊豆原委員長より御挨拶をお願いします。
伊豆原委員長	く あ い さ つ >
岡田書記	それでは、委員長のとりまわしにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。
委員長	それでは、議題に入りたいと思います。
	議題(1)専決処分について、書記より説明をお願いします。
塚崎書記	それでは専決処分について説明します。
	<説明>※非公開のため記載省略
伊豆原委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願
	いします。 それでは、御質問ありませんので、ただいまより採決に移りたいと思いま
	てれては、御貝向めりませんので、ただいまより休伏に移りたいと思います。
	(1) 専決処分について、御異議ございませんか。
	<異議無し>
伊豆原委員長	御異議ないようですので、(1)専決処分については、承認されたものとい たします。
	たじょり。 続きまして、議題(2)選挙人名簿定時登録(平成30年6月)について、
	書記より説明をお願いします。
福上書記	では議題2「選挙人名簿定時登録(平成30年6月)」について事務局より
	説明いたします。
	3ページ目を御覧ください。
	平成30年6月定時登録における資格要件等について説明します。
	大きい1番ですが、定時登録の基準日及び登録日は、平成 30 年6月1日
	(金)、本日でございます。
	大きい2番の登録要件ですが、(1)、(2)のいずれの要件も満たす者が登

録されることとなります。 まずひとつ目ですが、登録要件として、国政選挙の選挙権のある者であることとされています。すなわち、日本国民であり、本日現在において年齢満 18 年以上である者であることが要件となります。 2 つ目は、住所要件として、平成 30 年 3 月 1 日以前の転入者で、引き続きみよし市の住民であることが登録要件となります。いわゆる 3 か月要件です。 イについてですが、3 か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日までに転出した者、すなわち転出後 4 か月以内の者については、表示登録者として登録がされます。また、ウについてですが、帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続きみよし市の住民であれば登録がされます。

大きい3番の抹消者ですが、(1)から(3)のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。ひとつ目は、平成30年1月31日以前に選出したものです。転出して4か月を超えた場合は、本市の名簿から抹消されることとなります。2つ目は、前回の基準日から今回の基準日、つまり本日までに死亡した場合です。3つ目は、欠格事項に該当した場合です。

大きい4番ですが、名簿に転出者として表示される者は、大きい2(2)イで触れた、平成30年2月1日以降の転出者となります。

続いて4ページ目を御覧ください。

こちらは、6月定時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。 平成30年6月1日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,392人、女23,059人 であり、合計47,451人です。参考に、下表に前回の3月定時登録者数との比 較を表しておりますが、男27人の増、女141人の増、計168人の増となって おります。

5ページ目を御覧ください。

こちらは、投票区ごとの選挙人の数の内訳を表したものです。

6ページ目には、各投票区の3月定時登録と比較した、男女別の増減表を表したものを載せております。

続きまして、在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。 7ページ目を御覧ください。6月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男60人、女24人、計84人であり、前回の3月定時登録と比較して、男4人減、女2人増、計2人減となっております。

8ページ目は、在外選挙人84人の在留している国の内訳でございます。

9ページ目を御覧ください。

こちらは、地方自治法における条例の制定や改廃、監査請求を行うために 必要な署名の数を告示するものです。必要な署名数は、選挙権を有する者の 50分の1とされているため、その数は950となります。

続いて10ページ目を御覧ください。

こちらは同じく地方自治法で規定されている議会の解散請求、議員の解職

請求、市長の解職請求、副市長等主要公務員の解職請求及び教育委員会の委員の解職請求に必要な署名の数を告示するものです。必要な署名数は、選挙権を有する者の3分の1とされているため、その数は、15,817となります。

事務局からは以上です。

伊豆原委員長

ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。

内田委員

在外選挙人の登録資格については毎回詳しく報告していただいていますが、総数だけの報告ではいけないのでしょうか。

塚崎書記

国内の選挙人と違って、在外選挙人は申請主義という点です。登録すること、もしくはしないことが選挙管理委員会の行政処分にあたります。

また、遅滞なく登録しなければならないという公職選挙法に基づき、みよし市では委員長の専決処分の手法を採らせていただいており、事務局で登録できる人なのかできない人なのかを確認し、皆様に報告せざるを得ないものですので、こちらで確認させていただいた事項を議題として報告させていただいております。

内田委員

事務局はしっかり事務をおこなっています、ということなのですね。

また、最近の話題としては選挙権が18歳以上になったことにより、18歳の人がどれくらいいるのかといったデータの方が個人的には興味があります。 男女別のデータを出すよりも年齢別の選挙人名簿登録者数を出した方がデータとして意味があるのではないでしょうか。

塚崎書記

国内の選挙人名簿については、電算職員が住民基本台帳の情報を処理し数値を作成しておりますので、おっしゃられた処理を依頼して、次回そのようにしたいと思います。

内田委員

毎回とは言いませんので、よろしくお願いいたします。

伊豆原委員長

それでは、御質問等他になければ、ただいまより採決に移りたいと思います。

(2)選挙人名簿定時登録(平成30年6月)について、御異議ございませんか。

<異議無し>

伊豆原委員長

御異議ないようですので、(2)選挙人名簿定時登録(平成30年6月)に

ついては、承認されたものといたします。

続きまして、議題(3)個人演説会等の公営施設の指定及び指定の取消し について、書記より説明をお願いします。

塚崎書記

個人演説会等の公営施設の指定及び指定の取消しについて説明をします。 資料 11 ページを御覧ください。下段に公職選挙法第 161 条の抜粋を掲載して います。第1項の下線部分に、「公職の候補者、候補者届出政党及び衆議院名 簿届出政党等は、次に掲げる施設を使用して、個人演説会、政党演説会又は 政党等演説会を開催することができる。」とありまして、第1号が学校、公民 館、第2号が公会堂となっており、第3号に市町村の選挙管理委員会の指定 する施設も公営施設とすることができることとなっています。今回の議題で は新たに1の施設を公営施設に指定し、1の施設の指定を取り消すことを提 案させていただきます。まず、指定する施設ですが施設名はみよし市勤労文 化会館で、指定年月日は、御承認いただければ本日付で指定したいと考えて います。次に、取消しをする施設は、施設名は三好丘交流センターで、取消 年月日は平成30年7月1日です。それぞれの指定と指定の取消しの理由等に ついて説明をします。みよし市勤労文化会館、サンアートですが、資料 12ペ ージの表の中段網掛け部分を御覧ください。サンアートについては、現在も 公会堂の位置付けとして公営施設の取扱いをされています。ただし、公会堂 として位置づけられるのはサンアートの内大ホールと小ホールのみとなりま す。他にサンアート内にあるレセプションホールや研修室は公営施設とはな らず、個人演説会の開催はできないこととなります。公会堂とは、市民が集 会を開くために設けられた施設で、椅子が常備され、舞台、演台、放送設備 が整えられているものとされており、レセプションホールや研修室は、演説 会を開催することは可能なのですが、他の目的にも使用できる多目的な用途 の施設のため、公会堂と位置付けされないこととなります。サンアート設置 時にこのような解釈が整理され現在に至っているのですが、大ホール、小ホ ールでの演説会は大規模な演説会となり、小規模な演説会向きではありませ ん。小規模な演説会をレセプションホールなどで開催できるかとの問合せに 対し、事務局では 161 条の規定による公営施設以外の公共施設では個人演説 会の開催はできませんと回答してきました。しかしながら、みよし市では、 地区公共施設や貸館を行っている公共施設は第3号の公営施設として指定し ており、来年の統一地方選挙では有権者に身近な候補者が選挙運動を行うこ とを踏まえ、サンアート全体を第3号の施設に指定することで、レセプショ ンホールや研修室でも個人演説会の開催が可能なものとすることが、提案の 理由となります。次に、指定の取消しをする三好丘交流センターですが、三 好丘交流センターを廃止して取り壊し、新たにきたよし地区拠点施設を来年 度にかけて建設する事業が進められています。三好丘交流センターを7月1 日付けで廃止する条例改正が3月の議会でなされたことに合わせ第3号の施 設としての指定を一旦取り消し、地区拠点施設が整備された時点で改めて公 営施設としての指定を御審議いただきたいと考えています。

伊豆原委員長

ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。

内田委員

そもそも「個人演説会を指定する」ということはどのような意味があるのですか。なぜ指定しなければならないのでしょうか。演説会そのものを行う際に何か届出が必要ということなのでしょうか。

塚崎書記

これは推測なのですが、「公会堂」という施設がどこの市町村にもあるかといえば、ない市町村もあるのではないかと思います。また、学校や公民館というのも施設管理者がそれぞれいますので、演説会が自由に開けるかと言いますと、まずは本来の使い道である学校や公民館として管理者が使っていくことになると思いますので、候補者の希望の日程で演説会が開けるかというのは管理者の権限に委ねられる点もあります。それぞれの候補者が平等に選挙運動を行えるということも公職選挙法の趣旨として必要な部分であると思われますので、そういう意味で選挙管理委員会が指定する施設の規定を設け、学校、公民館、公会堂だけでは補えない部分を補完しているのではないかと思います。

内田委員

候補者の方が演説会を開催したい場合に断れないように指定する、という ことですか。

塚崎書記

候補者以外の方の利用が既に申込まれていた場合に、その方の利用を排除してまで候補者の利用が優先されるわけではなく、施設に空きがあり、施設管理上支障がなければ演説会の開催ができることとなります。その点については、候補者と一般の利用者に優劣はありません。おそらく、3号の規定により選挙管理委員会が指定する施設を設けることにより、施設が無かったり、管理者の権限で使用が制限されるといった、1号や2号の施設では賄いきれない部分を補っているのが3号の趣旨ではないかと思います。

三浦職務代理

個人演説会を開催する場合に、候補者は施設管理者や選挙管理委員会に対してどのような手順で手続をするのですか。

塚崎書記

まず、候補者は演説会を開催したい施設の空き状況を確認し、利用が可能であれば利用の申込みをします。その後、選挙管理委員会に演説会を開催する日時や場所を所定の用紙で申出ることとなります。選挙管理委員会では、その施設が個人演説会を開催することができる施設であることなど、公職選

挙法上問題ないことを確認できれば、施設管理者と候補者にその旨を通知します。

三浦職務代理 公民館なども同じですか。

塚崎書記どの施設も手続の流れは同じです。

三浦職務代理 どの公民館も施設使用料が決まっていますね。

塚崎書記 施設使用料はそれぞれの施設で決められています。

内田委員 街頭演説をスーパーなどの店舗で開催したい場合は、その店舗が了解すれ

ば開催は可能なのですか。

塚崎書記 可能です。ただし、路上など法令の規制がかかる場所では法令に従って行

うこととなります。

内田委員 民間の施設ではそのような規制はなく開催は可能ということですか。

塚崎書記 候補者と施設との個別の交渉により開催できるかが決まります。

内田委員 スーパーなどでは実際に街頭演説は行われるものなのですか。

岡田書記 駅などでは開催されることがあります。

原田委員 スーパーでは、駐車場で開催されることがあります。

岡田書記 大きな店舗では開催されることがあります。ただし、近くに病院がある場

所などについては、開催に当たり配慮が必要な場合もあります。

内田委員 街頭演説については、選挙管理委員会に届出は必要ないのですね。

塚崎書記
そうです。

内田委員 公営施設での演説会は行われるものなのですか。

塚崎書記 市議会議員選挙などの候補者の多い身近な選挙では、各候補者が地元の地

区などで多く開催する傾向があります。

原田委員

大きな施設ではなく、どちらかと言うと3号による地区の施設での開催が 多いようですね。

塚崎書記

大きな施設で開催したい候補者もいれば、小規模な施設で何回も開催したい方もいるかと思いますので、できるだけ候補者が開催しやすいように指定しています。

内田委員

個人演説会等ということは、決起集会のようなものでも構わないのですか。

塚崎書記

どのようなものが個人演説会であるかの規定はないので、候補者が演説を するのであれば個人演説会として扱います。

伊豆原委員長

それでは、御質問等他になければ、ただいまより、採決に移りたいと思います。

(3)個人演説会等の公営施設の指定及び指定の取消しについて、御異議ございませんか。

<異議無し>

伊豆原委員長

御異議ないようですので、(3)個人演説会等の公営施設の指定及び指定の 取消しについては、承認されたものといたします。

続きまして、議題(4)平成30年9月及び12月定時登録日について、書記より説明をお願いします。

福上書記

議題4の「平成30年9月及び12月定時登録日」について説明をさせていただきます。平成28年12月2日に公布、平成29年6月1日に施行された改正公職選挙法の中で、選挙人名簿を登録する日が休日である場合、その直後の休日以外の日、すなわち平日に登録することが可能とされ、市町村選管において1日の休日に登録を行うか、直後の平日に登録を行うか、選択ができるようになりました。次回の9月1日は、法改正後の初めてその対象の日となるため、議題とさせていただきました。愛知県選挙管理委員会事務局からも、13、14ページのとおり、定時登録日の変更の有無について照会がされているため、本委員会の終了後に県へ報告させていただく予定です。15ページ目は、改正後の条文を参考までに載せさせていただきました。

誠に勝手ながら、各委員の御都合が合えば、事務局としては9月3日(月)、 12月3日(月)とさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

伊豆原委員長

ただ今、書記からの説明がありましたが、御都合等いかがでしょうか。

内田委員

事務局の提案通りで良いのではないでしょうか。

伊豆原委員長

それでは、議題4について、9月は9月3日(月)、12月は12月3日(月)に開催ということで採決に移りたいと思います。

(4) 平成30年9月及び12月定時登録日について、御異議ございませんか。

<異議無し>

伊豆原委員長

御異議ないようですので、(4) 平成30年9月及び12月定時登録日については、承認されたものといたします。

それでは、これをもちまして、本日の選挙管理委員会を終了いたします。 本日は、御苦労様でした。